

第五節 人権の尊重される社会づくり

一 人権という普遍的文化の構築を進める時代

「人権教育のための国連
一〇年」国内行動計画

平成六（一九九四）年十二月の国連総会において、七年から十六年までの一〇年間を「人権教育のための国連一〇年」とすることが決議され、人権教育を具体的に実

施するための行動計画を策定し、各国が「人権という普遍的文化」を構築することを目的として、人権に関する教育・啓発活動に積極的に取り組むことが要請された。

「人権教育」という言葉そのものは、一九八〇年頃から使われ始め、カリキュラムの在り方や学習方法等が提起されるようになり、一九九〇年代に入って、国家レベルで人権教育を位置づける宣言が出されるようになった。さらに平成五年のモントリオール宣言「ユネスコ人権と民主主義のための教育に関する世界行動計画」で「人権文化」という言葉が登場した。

そして、「人権教育のための国連一〇年行動計画」（計画期間一九九五年から二〇〇四年）において「人権教育」とは、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的な文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義され、平成十七年の国連総会で採択された「人権教育のための世界プログラム」（終了期限を設けず三年ごとのフェーズ及び行動計画を策定）に引き継がれている。

「人権教育のための国連一〇年行動計画」では、①ニーズの把握と戦略の形成、②国、地方の各レベルで

の人権教育プログラムの立案とその強化、③人権教育教材の開発、④マスメディアの役割強化、⑤「世界人権宣言」の普及の五つの基本目的が示された。各国には、政府やNGOの幅広い連携の上に人権教育のための国内委員会や人権センターを設立し、包括的、効果的かつ長期的に人権教育の国内行動計画を策定・実施するよう期待された。

我が国においても、平成七年十二月、内閣に「人権教育のための国連一〇年推進本部」を設置し、九年七月に「国内行動計画」を策定した。この国内行動計画においては、平成八年五月の「地域改善対策協議会意見具申」等を踏まえ、「全ての人の人権が尊重され、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、『人権の世紀』である二一世紀に向けた我が国の重要な責務とすべきである」という認識の下、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者、刑を終えて出所した人など様々な人権問題を重要課題として積極的に取り組むこととし、多くの地方自治体でも同様の計画を策定している。兵庫県においても、兵庫県教育委員会が平成十年三月に「人権教育基本方針」を、十三年三月に「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」を策定している。

なお、五年間の限時法として「人権擁護施策推進法」が平成八年十二月に公布、九年三月に施行、また十二年十二月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定・施行され、十四年三月、同法に基づき国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」に、この国内行動計画が大きな影響を与えている。

「人権教育のための国連一〇年」の国内行動計画で達成された主な内容は次のとおりであった。すなわち、①国や自治体の各レベルで「人権教育のための国連一〇年」に関わる行動計画や推進体制がつくられたこと、

表 74 地对財特法の経過措置対象となった15事業（第二次改正）

| | |
|---|-------------------|
| ① | 住宅地区改良事業 |
| ② | 小集落地区等改良事業 |
| ③ | 道路事業 |
| ④ | 街路事業 |
| ⑤ | 公共下水道整備事業 |
| ⑥ | 住宅新築資金等貸付事業 |
| ⑦ | 農山漁村経営改善資金貸付事業 |
| ⑧ | 営農等相談事業 |
| ⑨ | 地域改善対策高度化事業 |
| ⑩ | 経営改善普及事業 |
| ⑪ | 職業講習事業 |
| ⑫ | 受講給付金支給事業 |
| ⑬ | 職業指導・職業紹介及び職業相談事業 |
| ⑭ | 行動学校等進学奨励費補助事業 |
| ⑮ | 生活相談員設置事業 |

（総務事務次官等通知より作成）

②教員、公務員、医療関係者、福祉関係者など特定職業従事者向けの人権教育の重要性が確認されたこと、③豊かな人権文化を築くための人権教育という考え方が広がったこと、④参加体験型学習に代表されるように学習者中心の人権学習が広がったこと、⑤人権教育を通じて育むべき知識・スキル・態度という議論が広がってきたこと、⑥行政がNPOや地域コミュニティと協働するという考え方が推奨されるようになったことなどである。

ところで、昭和六十二（一九八七）年四月施行の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、地对財特法）は、五年間の時限立法であったが、直ちに一般対策へ全面的に移行することは適当ではなく、また現実的ではないことから、一般対策への円滑な移行の経過措置が必要として地对財特法を二度改正し、当初の終期であった平成四年三月末から十四年三月末までの十年間、事業を段階的に絞りながら法的措置を延長した。なお、財政上の措置については従前と同様とされた。

そして、三三年間にわたる国の同和関係特別対策が平成十四年三月末をもって終了するに当たり、同年三月二十九日に総務大臣から「(前略) 国、地方公共団体の長年の取組により、劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は今や大きく改善され、また、差別意識解消に向けた教育や啓発も様々な創意工夫の下に推進されてまいりました。

このように同和地区を取り巻く状況が大きく変化したこと等を踏まえ、国の特別対策は全て終了することとなったものであり、今後は、これまで特別対策の対象とされた地域においても他の地域と同様に、必要とされる施策を適宜適切に実施していくこととなります。また、新しい人権救済制度の確立、人権教育・啓発に関する基本計画の策定により、様々な人権課題に対応するための人権擁護の施策を総合的に推進する等所要の取組に努めていく所存であります」との談話が出された。

県の

県では、限時法である「地対財特法」制定後、法の趣旨や関係事務次官通知等を受け、その後の地

取組

域改善対策の推進については、それまでの特別法に基づく対策の成果と反省を踏まえ、かつ幅広い

県民の合意に立脚して推進するとともに、部落差別の解消に真に役立つものでなければならぬものとした。そして、従来の地域改善対策事業の抜本的な見直しと行政運営の適正化を図り、国及び市町との連携を密にしながら、残された課題の解決に当たる旨、各市町長に通知した。

このように、長年の取組により、同和地区における生活環境等の劣悪な実態は大きく改善されたと考えられる。しかし、心理的差別については一部に潜在化するなどなお十分とはいえず、引き続き人権意識の高揚を図るための啓発活動を推進する必要があることから、平成三年に設立された兵庫県人権啓発協会（以下、人権啓発協会）を中心に、より効果的な啓発活動を展開することとなった。

とりわけ、平成七年一月十七日の阪神・淡路大震災に際しては、同和対策対象地域の児童生徒や教育集会所の状況把握など学校教育・社会教育両面にわたる取組が行われたが、特に、教育復興は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、阪神・淡路大震災に対処

するための特別の財政援助及び助成に関する法律等の下、対象地域内外を分け隔てることなく、統一に行われた。また、阪神・淡路大震災からの復旧・復興の過程で学んだ、生命の尊厳や人と人とのつながりの大切さなどの貴重な教訓を生かした様々な取組が進められた。

一方、対象地域の被災状況については、それまでの同和対策事業で行われてきた環境改善事業が被害を一定食い止めたとはいえず、改良住宅や隣保館等の施設において被害が多数発生し、住家についても老朽化した木造家は全・半壊したものが多かった。そのため、災害復旧事業としての補助率引上げ、住宅資金関係の制度創設、貸付金利の軽減など復旧・復興事業を進めていった。

なお、行政組織においては、「地対財特法」の失効や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定を踏まえ、知事部局においては、平成九年四月に「地域改善局」を廃止し「地域改善対策室」に、十年四月には「人権啓発・地域改善対策室」に、十一年四月には「人権啓発・地域改善対策課」に、十二年四月には部局の再編により県民生活部所属の課長（人権啓発・地域改善対策担当）となり、十四年四月から課長（人



写真 153 兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針

権担当）となった。一方、教育委員会においても、平成九年四月に「地域改善対策室」を廃止し「人権教育推進室」に、十一年四月に「人権教育推進課」となり、十四年四月から「人権教育課」となった。

このような中、引き続き同和問題など様々な人権課題に対応するため、県教育委員会では全国に先駆けて平成十年三月に「人権教育基本方針」を策定した。また平成十二年八月に「外国人児童生徒に



図 104 兵庫県人権啓発活動シンボルマーク（兵庫県人権啓発協会提供）

とめ、十八年一月に第二次取りまとめ、二十年三月に第三次取りまとめを発表した。

県における人権啓発活動

平成七年一月、阪神・淡路大震災に見舞われたが、人権啓発の拠点施設である県立のじぎく会館（管理運営は人権啓発協会）は、幸いにも大きな被害もなく、県の災害復旧作業班の宿泊

拠点として大きな役割を果たした。

人権啓発協会では県内各市町や関係者の協力を得ながら、社会の変化や時代のニーズに応じた新しい啓発事業を開発してきた。

平成九年度には、国の地対協意見具申や「人権教育のための国連一〇年」に関する国内行動計画などとも関連して、人権啓発協会の事業内容を地域改善対策としての啓発事業中心から、あらゆる人権問題の解決のための啓発事業へと拡大し、人権問題を普遍的、個別的な視点の両面から取り上げていくこととした。

平成十二年度には、県民に人権問題により親しみと関心を持つてもらうために、絵本作家・永田萌なげとものデザインによる「兵庫県人権啓発活動シンボルマーク」を制定し、各種の啓発活動に活用している。さらにより

多くの県民に人権問題への理解を促し、一人ひとりが人権を尊重し合い、その理念を普及していくために人権啓発協会賛助会員制度を設けた。

また、平成十年度から「人権に関する県民意識調査」を実施し、人権全般に関する基礎資料の収集と県民意識の動向把握を行った。

平成十三年度には、「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」が策定されたことを受け、学識経験者九名から成る「人権啓発のあり方懇

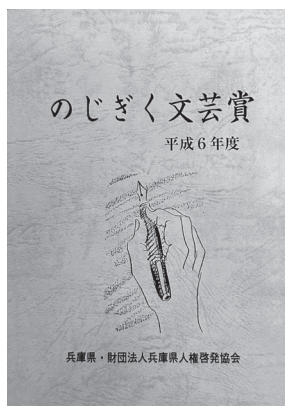


写真 156 「のじぎく文芸賞」作品集

また、県民向け情報誌「きずな」や、学習会や研修会に活用するための小冊子「みちしるべ」などの啓発資料も作成した。県内市町はもとより全国各地で活用されるなど高い評価を得て



写真 155 人権啓発フェスティバル「ハートピア」(兵庫県人権啓発協会提供)

さらに、平成六年度より、応募を通して一人でも多くの県民に人権問題に関心を持ってもらうために「のじぎく文芸賞」として、小説、詩、随想などの応募作品から優れた作品を「作品集」として発行している。

また、県民向け情報誌「きずな」や、学習会や研修会に活用するための小冊子「みちしるべ」などの啓発資料も作成した。

県内市町はもとより全国各地で活用されるなど高い評価を得て

話会」(座長…鈴木正幸^{すずき まさゆき}神戸大学名誉教授)を設置、その提言を受けて今後の人権啓発の基本方針を策定した。

また、昭和五十三年から始まった「差別をなくそう県民運動」は毎年八月を推進強調月間とし、県の中央

いた県制作の人権啓発映画は、平成十二年度からは、課題提起型学習の教材として活用する人権啓発ビデオに変更された。

このほか、テレビによる啓発映画の放映、ラジオスポット放送、新聞広告ポスターの作成など幅広い啓発活動を展開するとともに、人権問題研究アドバイザーによる指導、助言や「研究紀要」の発行等調査研究活動、専門の相談員による相談業務など事業の充実を図ってきた。

県における 人権教育 県教育委員会においては、国の地対協意見具申において、人権教育への再構築の方向性が示されたことを受けて、これまで推進してきた「同和教育」の名称は一般対策化の趣旨にそぐ

わないとし、県の現状と課題を踏まえ、議論が重ねられた。議論は白熱したが、その結果、国の方針と軌を一にして、人権教育への再構築を図ることとし、「人権教育」の名称で推進するが、その教育の内実については、「人権教育の在り方懇話会」（座長：浦部法穂^{うらべのりほ}神戸大学法学部教授）を設置し、有識者・学校関係者等から提言を受け、これらを参考に教育委員会事務局が推進の方向性を定めることとした。

なお、平成九年三月三十一日付け教育長通知「今後の地域改善対策としての教育の推進について（教地二一〇号）」を行い、人権教育として発展的に再構築すべきことを市町教育委員会、県立学校長、関係教育機関等に通知した。

そして、これまでから県では同和問題の解決を県政の重要課題と位置づけ推進してきたが、なお、教育・啓発については解決すべき課題があるとの認識に立ち、同和問題を人権問題の重要な柱と位置づけた。そして、学校教育での教職員等の研修等や社会教育での事業の推進に当たっては、部落問題をはじめとする様々

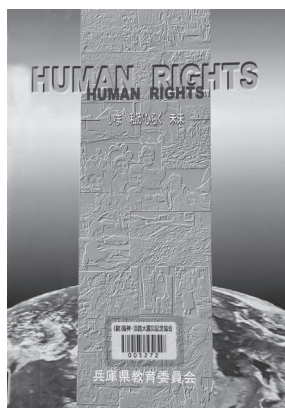


写真 157 HUMAN RIGHTS
—今私がひらく 未来—

教育資料の整備に努めた。

また、昭和四十一年度以来、平成十三年度までの三六六年間に、延べ一二万人を超える高校生、大学生に対する奨学資金（教育奨学金）の給付及び貸与事業は、六十二年四月、地対財特法の施行に伴い、高校生及び高等専門学校生への貸与（経過措置として六十二年九月分まで給付）として実施することとしたが、平成十四年三月末、同法が失効したことから、「地域改善対策奨学金貸与規則」は廃止された。

なお、平成十四年度以降は、経過措置として、十四年三月三十一日において奨学資金の貸与を受けている者が、現に在学している学校を卒業または退学するまでの間貸与を行うこととした。

この事業が創設された昭和四十一年度における対象地域生徒の高等学校進学率は、全県に対して二八・一ポイントの較差があったが、平成十三年度には四・七ポイントと較差が縮まった。

兵庫県人権・同和教育研究
協議会（「兵同教」）の活動

兵庫県同和教育研究協議会は、昭和六十二年度から地域指定実践研究事業並びに同和教育講演会を実施してきた。これらの事業を通して、同和教育の内容が「く

な人権問題の解決を目指し積極的な取組を推進することとした。
さらに、児童生徒用の人権教育資料として、「人権教育基本方針」（平成十年三月）に基づき、十一年度に高校生用教育資料「HUMAN RIGHTS—今私がひらく 未来—」を作成した。
平成十二年度には、幼稚園及び小学校低学年用「ほほえみ」を、十三年度には、小学校中学年用・高学年用「ほほえみ」を作成し、

らしに生きる」という自己課題と結びついたものであることが重要であると訴えようとしたものである。

また、平成五年度、「同和教育兵庫」の果たす役割を従来の機関誌という意味から、教育・啓発誌へとその性格を位置づけた。特に、被差別の立場にある人々の思いを大切にするという視点から「声の欄」の充実、モニター制度の導入などフリードバック機能の充実を図った。

平成九年十二月には、「兵庫県同和教育研究協議会組織検討委員会」を設置し、過去の活動を評価しながら、二一世紀を見据え「人権に満ちた社会づくりに寄与」する兵同教の今後の組織や活動の方向を検討し、十一年二月に、その答申のまとめとして、①人権・同和教育が子どもと学校を甦らせる、②人権・同和教育が人権文化に満ちた社会を創造する、③将来的には住民とともに参画・協働しながら人権文化の創造活動が推進できる人権・同和教育総合センターが必要であると提案した。

平成十一年六月には、兵庫県人権・同和教育研究協議会（兵同教）と改称し、十二年十二月には、兵同教創立五〇周年記念式典を開催した。

